

CMS 防犯カメラパック 利用規約

(株)ケーブルメディア四国

2026年4月20日

目次

第 1 章 総則.....	4
第 1 条 (規約の適用等)	4
第 2 条 (規約の変更等)	4
第 2 章 契約.....	5
第 1 節 契約条件.....	5
第 3 条 (契約の単位)	5
第 2 節 契約申込み.....	5
第 4 条 (申込みの方法)	5
第 5 条 (申込みの承諾)	5
第 6 条 (契約の成立)	5
第 7 条 (申込みのキャンセル等)	6
第 3 節 契約変更.....	6
第 8 条 (本サービスの変更およびカメラ設置場所の移転)	6
第 9 条 (契約者情報などの変更)	6
第 10 条 (契約者が行う解約)	7
第 11 条 (停止および解除)	7
第 3 章 サービス.....	8
第 12 条 (本サービスの内容)	8
第 13 条 (本サービスの一時中断等)	8
第 4 章 料金.....	8
第 14 条 (利用料等の支払い義務)	8
第 15 条 (工事に関する費用の支払い義務)	9
第 16 条 (その他の費用負担)	9
第 5 章 設備.....	9
第 1 節 設備等.....	9
第 17 条 (設備の設置場所の無償使用等)	9
第 18 条 (機器等の貸与)	9
第 19 条 (機器の故障)	10
第 2 節 保安・保守.....	10
第 20 条 (当社・契約者の維持責任)	10
第 3 節 その他付属品.....	10
第 21 条 (付属品および映像データの管理責任)	10
第 6 章 損害賠償.....	10
第 22 条 (責任の制限).....	10
第 33 条(免責事項)	10
第 7 章 雑則.....	12

第 24 条 (契約上の地位の承継)	12
第 25 条 (禁止事項)	12
第 26 条 (違反行為への対応)	13
第 27 条 (通知、情報の配信等)	13
第 28 条 (個人情報の取り扱い)	13
第 29 条 (分離可能性)	14
第 30 条 (債権の譲渡)	14
第 31 条 (譲渡禁止)	14
第 32 条 (合意管轄裁判所)	14
第 33 条 (準拠法)	14
別記 1 料金の支払方法.....	15
(クレジットカード支払いに関する特約)	15
料金表.....	16

第 1 章 総則

第 1 条 (規約の適用等)

1. 株式会社ケーブルメディア四国（以下「当社」といいます。）は、以下の利用規約（以下「本規約」といいます。）に従って、お客さまに対して「CMS防犯カメラパック」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスは、JCOM株式会社（以下「JCOM」といいます。）が運営する防犯カメラサービスを利用しています。本サービスを利用されるお客さま（以下「契約者」といいます。）は、本規約に従って、本サービスを利用するものとします。予め本規約に同意されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。
2. 本規約の他、当社が定める各種の規約、当社がその都度別途ご案内する注意事項、追加規定等（以下併せて「個別規約」といいます。）も、名目のいかにかわらず、本規約の一部を構成するものとします。本規約と個別規約が異なる場合には、個別規約の定めが優先されるものとします。
3. 本サービスを利用するためには、JCOMが提供する「パーソナルID」（以下「パーソナルID」といいます。）およびパスワードが必要となります。契約者および契約者の許諾を受けて本サービスを利用する者（以下契約者と併せて「利用者」といいます。）は、本規約の他にJCOMが定める「パーソナルID利用規約」（以下「パーソナルID利用規約」といいます。）に同意の上、本サービスを利用するものとします。
4. 本サービスを利用するためには、当社が別途指定するスマートフォン等（以下併せて「スマートフォン等」といいます。）に、JCOMが提供する本サービス専用のアプリケーション（以下「ホーム防犯カメラアプリ」といいます。）をインストールすることが必要です。利用者は、JCOMが定める「ホーム防犯カメラアプリ利用規約」（<https://www.jcom.co.jp/catv-service/cs/scamera/app-terms.html>）および「ホーム防犯カメラアプリに関するアプリケーション・プライバシーポリシー」（<https://www.jcom.co.jp/catv-service/cs/scamera/application-privacy-policy.html>）に同意の上、本サービスを利用するものとします。

第 2 条 (規約の変更等)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民放第548条の4の規程に基づき本規約を変更できます。本規約が変更された後の本サービス利用規約は、変更後の本規約が適用されます。
 - (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を事前に、文書、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、通知または周知します。

第 2 章 契約

第 1 節 契約条件

第 3 条 (契約の単位)

本サービス利用契約は、1世帯につき1契約とします。

第 2 節 契約申込み

第 4 条 (申込みの方法)

1. 本サービス利用契約の申込みをするときは、その申込みをする者が予め本規約を承認し、当社の指定する方法により所要事項を記載した契約申込書を当社に提出することとします。
2. 前項の場合において、契約締結にあたり当社が必要とする場合は、契約申込書の内容を確認できる書類を別途提出するものとします。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合および当社が特に認める場合は、この限りではありません。

第 5 条 (申込みの承諾)

1. 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの取扱い上やむを得ない場合は、その承諾を延期することがあります。
3. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 屋外用ネットワークカメラ（以下「屋外カメラ」といいます。）の設置、および本サービスの提供が技術的な理由等により困難な場合
 - (2) 契約の申込みをした者が本サービスの料金その他の債務（本規約に規定する料金および料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (3) 申込みをした者が当社に通知した所要事項に虚偽および不備（書面等での名義、捺印等の相違・記入漏れ等を含みます。）がある場合
 - (4) 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
 - (5) 当社の業務遂行上支障がある場合
 - (6) その他当社が不相当と判断した場合

第 6 条 (契約の成立)

1. 本サービス利用契約は、第 4 条の手続に基づいて契約者が申込みを行い、当社がこれを承諾した時点で成立します。
2. 本サービスの利用開始日は、原則として防犯カメラの設置工事が完了した日とします。
3. 当社は、本サービスの運營業務の全部または一部を当社が指定する業務委託先に委託することがあります。

第 7 条 (申込みのキャンセル等)

1. 契約者が、本サービス利用契約を訪問販売その他クーリングオフの適用がある取引形態で締結した場合、契約者は、特定商取に関する法律（以下、「特商法」といいます。）第 4 条に定められる法定書面を受領した日から 8 日を経過するまでの間、文書により本サービス利用契約の申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。
2. 第 1 項の規定による申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
3. 第 1 項の規定に基づき、契約者がその申込みの撤回または当該契約の解除を行った場合、契約者は屋外用カメラを直ちに当社が指定する方法により返却する義務を負うものとします。
4. 前項の規定により屋外カメラの当社への返却がなされない場合、契約者は、料金表に定める屋外カメラの損害金を当社に支払うものとします。
5. 第 1 項の規定による申込みの撤回等を行った者は、実際に支払った料金等の還付を請求することができます。ただし、予め申込みの撤回をする意思をもって契約の申込みを行った場合等、契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする本条の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
6. インターネット申込みその他通信販売に該当する形態で本サービス利用契約を締結した場合、特商法上のクーリングオフは適用されません。ただし、工事開始前に契約者が当社所定の手続によりキャンセルを申し出る場合は、本規約および当社のキャンセルポリシーに沿って対応します。

第 3 節 契約変更

第 8 条 (本サービスの変更およびカメラ設置場所の移転)

1. 契約者は、当社が提供する本サービスの変更を申し込むことができます。
2. 契約者は、移転先が同一敷地内の場合または移転先が別表 1. 提供エリアに定める地域（以下、「サービス提供区域」といいます。）内であり、技術的に可能な場合に限り、屋外カメラの移転を請求できます。
3. 契約者は、第二項の規定により屋外カメラの設置場所を移転等しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨申し出るものとします。
4. 本サービスの変更および屋外カメラの移転に伴う工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。なお、工事に要する費用については第 15 条（工事に関する費用の支払い義務）で定める通りとし、支払い方法等については、第 14 条（利用料等の支払い義務）の規程に乗じて取り扱います。
5. 当社は、第 1 項の請求があったときは、第 5 条（申込みの承諾）および第 6 条（契約の成立）の規程に準じて取り扱います。ただし、技術上の制限または契約者の支払い遅延等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

第 9 条 (契約者情報などの変更)

契約者は、その氏名、名称または住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添

えて、すみやかに届け出るものとします。

第 4 節 契約解約・解除

第 10 条 (契約者が行う解約)

1. 契約者は契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により通知するものとします。
2. 契約者は解約の場合、第 14 条 (利用料等の支払い義務) の定めに従い、解約日が属する月の月額利用料金を含む全ての料金を、当該解約の日の属する月の末日までに精算するものとします。
3. 解約の場合、当社は本サービスの提供を停止し、屋外カメラ等を撤去し、契約者は、別で定める工事費を負担します。ただし、撤去にともない契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
4. 契約者は本条に定める解約、および第 11 条 (停止および解除) に定める解除の場合、直ちに屋外カメラおよびその周辺機器 (以下、「機器等」といいます。) を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、契約者は、料金表に定める屋外カメラの損害金を当社に支払うものとします。

第 11 条 (停止および解除)

1. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合、通知催告等何らの手続を要することなく、本サービスの提供を停止し、契約を解除しまたは契約者の資格を取り消すことができるものとします。なお、解除の場合の料金等の取扱いについては、は第 10 条 (契約者が行う解約) の規定に準じて取り扱います。
 - (1) 利用申込にかかる申告内容その他当社に提供された契約者の情報に虚偽もしくは不備またはそれらのおそれが判明した場合
 - (2) 利用者が、本規約の定めに従って違反し、または違反するおそれのある行為を行い、当社から当該行為の是正を求められたにもかかわらず、相当の期間内にこれを是正しなかった場合
 - (3) 利用者が、当社の提供する本サービス以外のサービスの利用にかかる契約に違反した場合または違反のおそれがあると当社において判断した場合
 - (4) 利用料金の請求に必要な手続として別途当社が指定する手続の完了が見込めないと当社において判断する場合
 - (5) 利用者が反社会的勢力であることが判明した場合
 - (6) 契約者の所在が不明になりまたは当社所定の方法による契約者に対する連絡が困難となった場合
 - (7) その他、契約者として不適切と当社において判断した場合
 - (8) 料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払がなく、翌月分とあわせてお支払いいただくこととした場合で、翌月の支払期日を経過してもお支払いがない場合
2. 当社は、当社または契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社、JCOM または JCOM の提携事業者の施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に契約

者に通知するものとします。

第 3 章 サービス

第 12 条 (本サービスの内容)

1. 当社は、契約者に対し、以下のサービスを提供します。
 - (1) JCOM が所有し、当社が借り受けた屋外カメラを設置するサービス
 - (2) 別途指定するスマートフォン等に JCOM が提供するホーム防犯カメラアプリをインストールした利用者に対し、ホーム防犯カメラアプリを介して屋外カメラの操作等を可能とするサービス
2. 第 1 項 第 1 号のサービスでは、契約者は、本サービス利用契約 1 契約ごとに、屋外カメラを最大 3 台まで借り受けることができます。
3. 本サービスの利用者による行為は、契約者によるものとみなします。
4. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を変更し、または廃止できるものとします。当社および JCOM は、本サービス内容の変更または廃止により契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第 13 条 (本サービスの一時中断等)

当社は、次のいずれかに該当する場合には、契約者および利用者の同意を得ることなく、本サービスの全部または一部の利用を一時中断または一時停止することができます。

- (1) 本サービスを提供するために使用するネットワークまたは設備を工事または保守する必要がある場合
- (2) 火災、停電、天災等の不可抗力その他当社の責に帰すことができない事由に起因して本サービスの提供が不能または困難になった場合
- (3) 運用上または技術上、本サービスの提供が不能または困難になった場合
- (4) 本サービスを提供するための通信の輻輳または回線の障害等が生じた場合
- (5) 当社の業務の遂行上支障がある場合

第 4 章 料金

第 14 条 (利用料等の支払い義務)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、別記 1 に定める方法により月額利用料金および工事費を支払うものとし、その金額は、料金表に定めるところによります。
2. 本サービスの月額利用料金は、毎月 1 日から末日までを 1 ヶ月間として料金の計算を行います。月額利用料金は、屋外カメラの設置完了日が属する月の翌月分から発生するものとします。
3. 当社は、前項の方法で計算した月額利用料金を原則として当該月内に請求し、契約者は、請求があった月の翌月末日までにこれを支払うものとします。
4. 本サービスの変更を行った場合、歴月の初日以外の日にサービスの変更があったときでも、当該月は変更前の月額利用料金を 1 か月分適用し、日割り精算は行わず、変更後のサービス料金は翌月の

初日から適用されます。

5. 本サービスの解約に際しては、解約日が属する月の月額利用料金の満額を請求するものとし、当該月について日割り精算は行いません。
6. 当社は、本規約等で別段の定めがある場合を除き、受領した月額利用料の返還は行いません。

第 15 条（工事に関する費用の支払い義務）

1. 契約者は、本規約に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、別に定める工事費等の支払を要します。ただし、工事の着手前または請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
2. 契約者は、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担するものとし、この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税等相当額を加算した額とします。

第 16 条（その他の費用負担）

1. 契約者は、別途本サービスの利用のため、スマートフォン等およびインターネット接続環境および無線 LAN 接続環境を用意するものとし、なお、本サービス利用にかかる通信費用およびその他の費用は契約者が負担するものとし、
2. 契約者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するものとし、なお、前項の環境を満たさない場合、当社および JCOM は一切の責任を負わないものとし、

第 5 章 設備

第 1 節 設備等

第 17 条（設備の設置場所の無償使用等）

1. 契約者は、当社または当社の指定する業者が当社設備の設置、検査、修理等を行うため、契約者の所有または占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて、便宜を供与するものとし、
2. 契約者は、設備の設置について、地主、家主その他利害関係者があるときには予め必要な承諾を得ておくものとし、また、このことに関し後日苦情が生じたときは、契約者は責任をもって解決するものとし、

第 18 条（機器等の貸与）

1. 当社は、契約者に第 12 条（本サービスの内容）の規定に準じた台数の屋外カメラを貸与します。
2. 契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとし、
3. 契約者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとし、

4. 当社が本規約に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気その他のインフラは契約者が自己の負担において提供するものとします。

第 19 条 (機器の故障)

1. 契約者は、屋外カメラに異常がある場合当社に申し出るものとし、当社はこれを調査し必要な措置を講ずるものとします。
2. 契約者は、使用上の注意事項を遵守して屋外カメラを維持管理するものとし、故意または過失により当社から貸与している屋外カメラを故障、破損、紛失および修理不能にした場合は、料金表に定める屋外カメラの損害金を当社に支払うものとします。

第 2 節 保安・保守

第 20 条 (当社・契約者の維持責任)

1. 当社または JCOM の維持管理責任の範囲は、当社または JCOM それぞれの設備とします。なお、契約者は当社または JCOM の設備の維持管理の必要上、当社のサービスの全部または一部が停止することがあることを承認するものとします。
2. 契約者の維持管理責任の範囲は、契約者設備とします。
3. 契約者は当社の設備設置工事および維持管理に協力するものとします。

第 3 節 その他付属品

第 21 条 (付属品および映像データの管理責任)

1. 屋外カメラに内蔵される記録媒体 ((以下「SD カード」といいます。)) は試供品であり、その所有権は契約者に帰属するものとします。
2. 契約者は、本サービスにより SD カードに録画された映像の管理について一切の責任を負うものとします。また、警察等の第三者から映像データの提供を求められた場合、契約者は契約者の判断でこれに対処するものとします。
3. 本サービスにより録画される映像は、永年に蓄積されるものではなく、防犯カメラに内蔵される記録媒体の容量に応じて、順次上書きされていくものであることを契約者は予め承諾するものとします。

第 6 章 損害賠償

第 22 条 (責任の制限)

本サービスの利用にあたり、当社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、本サービスの 1 ヶ月分の月額利用料金を上限として当該損害を補償するものとします。但し、当社の故意または重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

第 33 条 (免責事項)

1. 前条に定める場合を除き、契約者は、本サービスを専ら自らの責任において利用するものとします。当社および JCOM は、利用者による本サービスの利用に関連して生じた責任、負担、損害および損

失（契約者のスマートフォン等内に保存されている位置情報や個人情報の漏洩、スマートフォン等の故障やデータの消失、他の契約者による権利侵害等を含みますが、これらに限りません。）について、一切責任を負わないものとし、契約者自らの責任において処理することとします。当社および JCOM は以下のいずれに該当する支障に関してもその責を負わないものとし、

- (1) 当社または JCOM の設備以外の設備等に関連して発生した支障
 - (2) 設備等の維持管理のために通常必要な工事等を行うことによって発生した一時的な支障
 - (3) 天災地変その他当社または JCOM の支配を超える事由によって、契約者の設備または当社または JCOM の設備が損壊、毀損したことによって発生した支障
 - (4) 契約者の設備の経年劣化等により発生した支障
2. 以下のいずれに該当する場合にも当社および JCOM はその責を負わないものとし、
- (1) 契約者の責に帰すべき事由により本サービスが停止した場合
 - (2) 契約者が本規約に違反することにより、当社または JCOM が本サービスを停止した場合
 - (3) 契約者の都合により、本サービスを一時停止した場合
 - (4) 第 4 条に基づき当社が設置する防犯カメラ専用機材の故障等、当社または JCOM の都合により、本サービスが停止した場合
3. 当社および JCOM は、契約者による本サービスの利用および録画映像の管理に起因して第三者との間で生じた紛争等に関して、一切の責任を負わないものとし、
4. 当社および JCOM は、本サービスの内容および契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性のいかなる保証も行わないものとし、
5. 当社および JCOM は、以下の事項に関する、クレーム、主張、要求、責任、負担、損害および損失について、一切責任を負わないものとし、
- (1) 本サービスを通じて取得したサービスの数量、性質、正確性、有用性、最新性、契約者の特定の目的に合致すること、契約者のスマートフォン等での利用の可否
 - (2) 本サービスを通じてなされた取引または約束の履行可能性
 - (3) 本サービスが契約者の目的または要求を満たしていること
 - (4) 本サービスに中断、障害が生じないこと
 - (5) 本サービスが契約者の期待する適切な時期に提供されること
 - (6) 本サービスがエラーのないものであること

第 7 章 雑則

第 24 条 (契約上の地位の承継)

相続により契約者の地位の承継があったときは、相続人は、これを証明する書類を添えて、速やかに届出るものとします。なお、承継を証明する書類の提示を求める場合があります。

第 25 条 (禁止事項)

1. 利用者は、本サービスに関して、以下の行為をしてはなりません。
 - (1) 本サービスを、犯罪行為その他の反社会的行為、もしくはこれを予告・関与・助長するために用いること
 - (2) 本サービスを、他人の権利、プライバシーの侵害、個人情報の不正取得、その他不正の目的をもって利用すること
 - (3) 本サービスを、ストーキング行為を行う等、方法のいかんを問わず、第三者に対する嫌がらせに利用すること
 - (4) ホーム防犯カメラアプリを、第三者のスマートフォン等に無断でインストールし、利用すること
 - (5) 本サービスを、利用者が利用権限を有しない端末を正当な理由無く利用・管理するために用いること
 - (6) 本サービスを第三者に再許諾すること
 - (7) 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為をすること
 - (8) リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、その他改造行為
 - (9) 本サービスを接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
 - (10) ID等を不正に使用しまたは使用させること
 - (11) 虚偽または誤解を招くような内容を含む情報等を、掲載等しまたは登録する行為
 - (12) 他人（他の契約者を含み、以下同様とします。）の名前その他の情報を不正利用する行為
 - (13) 当社または他人の産業財産権（特許権、商標権等）、著作権、企業秘密等の知的財産権を侵害する行為
 - (14) 当社または他人の信用もしくは名誉を侵害し、または他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為
 - (15) 本サービスの運営・提供もしくは他の契約者による本サービスの利用を妨害し、またはそれらに支障をきたす行為
 - (16) 本サービスを商業目的で使用する行為（ただし、当社が別に定めるものを除きます。）
 - (17) 法令または公序良俗に違反する行為
 - (18) コンピュータウイルスなど、有害なプログラム・スクリプトを誘導する行為
 - (19) その他、当社が不相当と判断した内容または行為
2. 利用者は、当社と別段の合意がある場合を除き、当社が提供するインターフェース以外の手段で本サービスにアクセスしない（またはアクセスを試みない）ことに同意するものとします。

第 26 条 (違反行為への対応)

1. 当社は、利用者の行為が前条のいずれかに該当する、もしくは本規約に定める他の規定に違反すると当社が判断した場合は、利用者への事前の通知なしに、利用者の情報の一部もしくは全部の削除を行い、本サービスの利用の中止もしくは強制的な解除等、当社が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。
2. 前項の規定に基づき、当社が講じた当該措置に起因して損害が発生した場合にも、結果について当社は一切責任を負わず、契約者は当社を免責するものとします。
3. 前二項の規定は、当社が当該処置を講じることにより当社または第三者に損害が発生した場合における、利用者の責任を契約者の行為により発生した結果を免責するものではありません。本条項に利用者が反したことにより第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、利用者は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当社が他の利用者や第三者から責任を追及された場合は、契約者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第 27 条 (通知、情報の配信等)

1. 当社が利用者に対して通知を行う場合、または本サービスに係る運営上のお知らせ、もしくは利用者にとって当社が有益と考える情報の配信（以下「通知、配信等」といいます。）を行う場合、当社は、本サービスに係る Web サイト上に掲載（当社からの通知もしくはお知らせ等を記載したページまたはアプリケーション等にリンクを貼る行為を含みます。）する方法またはアプリケーション上に掲載する方法により、これを行うものとします。
2. 当社は、契約者が本サービス取得時に登録した電子メールアドレス宛に、メールマガジン、アンケートおよびその他の本サービスに係る運営上の告知等のメールを送信することができるものとします。
3. 当社は、本サービス、前項のメール等において、当社および第三者の提供するサービスに関する広告等の情報を掲載（広告等の情報を表示したページにリンクを貼る行為を含みます。）することができるものとします。
4. 当社は、通知、配信等を行う場合、前項に定める方法に加えて、利用者のスマートフォン等の上部通知枠（notification 枠）上に掲載（当社からの通知もしくはお知らせ等を記載したページまたはアプリケーション等にリンクを貼る行為を含みます。）し、または契約者のスマートフォン等にインストールされたアプリケーションより表示されるプッシュ通知（以下「プッシュ通知」といいます。）を送信（当社からの通知もしくはお知らせ等を記載したページまたはアプリケーション等にリンクを貼る行為を含みます。）する方法により、これを行うことができるものとします。

第 28 条 (個人情報の取り扱い)

1. 当社は、本サービスの提供にあたり取得する利用者に関連する個人情報（デバイス情報や Cookie による取得等を含みます。）について、当社が公表するプライバシーポリシー（以下「当社プライバシーポリシー」といいます。）に基づき適切に取り扱います。

2. 個人情報の登録を拒否することは可能です。ただし、その際には本サービスはご利用できませんので、ご了承ください。
3. 当社は、利用者から取得した個人情報（お客さま番号、氏名、住所、メールアドレス、電話番号、申込日等）を、本サービスを提供する目的の範囲内で JCOM およびその業務委託先に提供します。
4. 当社は、前項に基づき JCOM に提供した個人情報について、JCOM より加工・集計された情報を受領する場合があります。
5. 当社は、利用者对本サービスを提供する目的の範囲内で、当社の代行業者、および情報処理業者に対して個人情報の取扱いを委託する場合があります。その場合には、当社の責任で適切な委託先を選定し、個人情報の取り扱いに関する契約を締結した上で委託いたします。
6. 当社プライバシーポリシーは、以下に記載する Web サイト上で確認することができます。
【当社プライバシーポリシーはこちら】
<http://www.cavy.co.jp/privacy/>
7. 利用者のご自身の個人情報の開示を求める権利、訂正または削除を要求する権利があります。開示手続きに関してはこちらまでお問合せください。
【連絡先：(株)ケーブルメディア四国 カスタマーセンター】
フリーダイヤル： 0120-08-1001 受付時間 9:00～18:00（年中無休）
個人情報保護管理者 お客さまサービス部長

第 29 条（分離可能性）

本規約等のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定は、継続して有効に存続するものとします。

第 30 条（債権の譲渡）

当社は、本規約に基づく債権を第三者に譲渡することがあります。この場合において、契約者は、当該債権の譲渡および当社が契約者の個人情報を譲渡先に提供することにあらかじめ同意するものとします。

第 31 条（譲渡禁止）

契約者は、本規約等に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または自己もしくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

第 32 条（合意管轄裁判所）

契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、高松地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 33 条（準拠法）

契約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

別記1 料金の支払方法

1. 契約者は、当社所定の申込書に記入の上、金融機関の契約者の口座からの自動振替もしくはクレジットカードによる決済手段を用いて、支払うものとします。
2. クレジットカード支払いに関しては以下の（クレジットカード支払いに関する特約）を適用します。
3. 前2項にかかわらず、当社が特に認める場合には、契約者は、指定する金融機関等、または当社のサービス取扱所において、当社が定める期日までに支払っていただくことがあります。
4. 契約者は、契約の申込を行う場合に、サービスの提供開始に先立って、契約に基づき支払うべき額の一部を、前もってお支払いいただく場合があります。なお、お支払いいただいた金額は、解約に伴い一切の料金その他の債務を精算した後、なお残額がある場合を除き、一切返還致しません。
5. 料金の過払いもしくは不足が生じたときは、当社は原則、翌月の料金に充当もしくは加算します。

（クレジットカード支払いに関する特約）

1. 契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の債務を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払います。
2. 契約者は、契約者から申し出をしない限り継続して前項と同様に支払います。また、当社が、契約者が届出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合も前項と同様に契約者は、支払います。
3. 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅延なく当社にその旨を連絡します。
4. 契約者は契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても異議を申し立てません。
5. クレジットカードによる場合、当社が有する契約者に対する債権を、クレジットカード会社等に譲渡することについて、契約者は同意したものとみなします。料金は当該クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に指定の口座から引落としされることとなります。

料金表

1. 本サービス利用に伴う料金（月額利用料金）

サービス名	月額利用料金
CMS 防犯カメラバック（別表 2_ケーブルテレビサービスのご契約がない場合）	2,728 円(税抜 2,480 円)/台
CMS 防犯カメラバック（別表 2_ケーブルテレビサービスのご契約（同一住所・同一名義・同一口座）を有する場合）	2,398 円(税抜 2,180 円)/台

※ご契約台数は 1 契約あたり 3 台までとなります。

2. 工事費

区分	標準工事費
設置工事	11,000 円(税抜 10,000 円)/台
撤去工事	6,600 円(税抜 6,000 円)/台

※特殊工事が必要な場合は、追加工事費が発生する場合があります。

3. 損害金の予定額

区分	単位	料金額（不課税）
屋外ネットワークカメラ	1 台ごとに	9,000 円

別表 1. 提供エリア

住所
高松市、三木町

別表 2. ケーブルテレビサービス

戸建住宅	デジタル契約	光デラックス
		光ベーシックプラス
		光ベーシック（新規申込受付終了）
		光ベーシック保護（新規申込受付終了）
		光エコノミー（新規申込受付終了）
		光デラックスレコパック
		光デラックスレコパック mini
		光ベーシックプラスレコパック
		光ベーシックプラスレコパック mini
		光ベーシックレコパック
		光ベーシックレコパック mini
		再送信契約